

□「きょうと魅力再発見旅プロジェクト」の条件として、**令和4年1月1日(土)宿泊・旅行分から、旅行者全員が、ワクチン接種歴またはPCR検査等で陰性であることを提示・確認することが必要となります。**

■対象

旅行者全員

※12歳未満の子どもは同居の監護者が同伴する場合は不要

ただし、自粛要請の対象となる場合(まん延防止等重点処置地域における県またぎ移動が該当)にあたっては、6歳以上～12歳未満の子どもは検査が必要

※学校等の活動に係る宿泊や旅行(修学旅行等)は不要

■確認方法

・宿泊商品：宿泊施設へのチェックイン時(OTA予約の場合も同様)

・旅行商品：旅行予約時or旅行出発時

■確認書類

・以下のいずれかを提示しなければならない

①ワクチンを2回接種後2週間経過していること(予防接種済証等)

②宿泊時または旅行時の3日前にPCR検査等を受けていること(検査結果通知書等)

※予防接種済証はコピーや写真、検査結果通知書等はメール結果通知の提示可。

予防接種済証等を宿泊時または旅行時に提示・確認できない場合、割引等が受けられません。

※PCR検査等の検査費用は、利用者負担

京都府において、健康上の理由等によりワクチン接種を受けられない方等を対象としたPCR検査等の無料化制度を準備中。
準備が整い次第、HP等でお知らせ予定

□令和3年12月31日(金)から連泊して宿泊する場合、令和4年1月1日(土)からワクチン・検査パッケージの確認が必要となります。※予約販売日が令和3年12月17日以降のものが割引対象です

■令和3年12月31日(金)から連泊する場合

令和3年	令和4年	
12月31日(金) <1泊目>	1月1日(土) <2泊目>	1月2日(日) <3泊目>
<利用条件> ①本人確認	<利用条件> ①本人確認 ⇒12月31日に確認済のため 再提示不要 ②ワクチン接種歴またはPCR検査 等で陰性であることを確認 ⇒令和4年1月1日に確認	<利用条件> ①本人確認 ⇒12月31日に確認済のため 再提示不要 ②ワクチン接種歴またはPCR検査 等で陰性であることを確認 ⇒令和4年1月1日に確認済 のため再提示不要

※本人確認書類：運転免許証、健康保険証 等

※OTA経由の予約や旅行商品の場合も同じ

ワクチン・検査パッケージの確認書式

□ 予防接種済証や検査結果通知書等の書式や必要項目等は次のとおりです。

< 予防接種済証の場合 >

接種券		予約のみ		新型コロナウイルス Certificate of Vaccination	
接種 2	ワクチン接種 1	接種 1	予約のみ 1	1回目	接種年月日
接種先	〇〇県〇〇市	接種先	〇〇県〇〇市	接種年月日	2021年
接種番号	1234567890	接種番号	1234567890	月日	接種場所
氏名	厚生 太郎	氏名	厚生 太郎		
 OCRライン (18桁)		 OCRライン (18桁)			
接種 2	ワクチン接種 2	接種 1	予約のみ 2	2回目	接種年月日
接種先	〇〇県〇〇市	接種先	〇〇県〇〇市	接種年月日	2021年
接種番号	1234567890	接種番号	1234567890	月日	接種場所
氏名	厚生 太郎	氏名	厚生 太郎		
 OCRライン (18桁)		 OCRライン (18桁)			

2回分シールが貼られているか確認。
2回目以降14日経過しているか確認。

運転免許証等により、本人のものか確認。

接種を受ける方へ
●シールは剥がさずに、台紙ごと接種場所へお持ちください。
●右側の予防接種済証は接種が終わった後も大切に保管してください。

< 接種記録書の場合 >

新型コロナウイルス接種記録書 Record of Vaccination for COVID-19	
接種先 〇〇県 〇〇市	接種日 〇〇年 〇〇月 〇〇日
接種番号 1234567890	接種場所 〇〇〇〇〇〇
氏名 厚生 太郎	性別 〇〇
生年月日 〇〇年 〇〇月 〇〇日	生

氏名 : _____
性別 : _____
生年月日 : 年 月 日

新型コロナウイルスの接種を受けた医療従事者の方へ。
○上記の接種記録書は、接種記録システムで記録されますが、この目的の接種にも対応しない。接種記録書は、接種の記録と異なりますので、大切に保管してください。
○市町村が発行する接種済証が必要な場合は、住民票がある市町村にお問い合わせてください。(発行まで時間がかかる場合があります。)
○まれに、市町村から高度な個人情報保護を要する場合があります。
○接種日の接種時に、「接種券付き予約票」と「接種記録書」をご持参ください。

新型コロナウイルスに関する情報は、
ワクチン接種等に関する情報は、
ワクチンの接種を受けた医療機関から受け付け、市町村の接種窓口へお持ち帰りください。接種記録書については、接種記録システムに記録する情報は、
市町村の接種記録システムに記録する情報は、
市町村の接種記録システムに記録する情報は、

新型コロナウイルスの接種に関する情報は、
ワクチン接種等に関する情報は、
ワクチンの接種を受けた医療機関から受け付け、市町村の接種窓口へお持ち帰りください。接種記録書については、接種記録システムに記録する情報は、
市町村の接種記録システムに記録する情報は、
市町村の接種記録システムに記録する情報は、

2回分シールが貼られているか確認。
2回目以降14日経過しているか確認。

運転免許証等により、本人のものか確認。

< 接種証明書の場合 >

新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書 Vaccination Certificate of COVID-19	
氏名(旧姓) 名(旧姓) [Surname (Former surname) (Alternative surname) Given name (Alternative given name)]	氏名(旧姓) 名(旧姓) [Surname (Former surname) (Alternative surname) Given name (Alternative given name)]
生年月日 [Date of Birth] (YYYY-MM-DD)	生年月日 [Date of Birth] (YYYY-MM-DD)
国籍・地域 [Nationality/Region]	国籍・地域 [Nationality/Region]
接種番号 [Passport Number]	接種番号 [Passport Number]
1回目接種 [First Dose]	2回目接種 [Second Dose]
ワクチンの種類 [Vaccine Type]	ワクチンの種類 [Vaccine Type]
メーカー [Manufacturer]	メーカー [Manufacturer]
製品名 [Product Name]	製品名 [Product Name]
製造番号 [Lot Number]	製造番号 [Lot Number]
接種年月日 [Vaccination Date] (YYYY-MM-DD)	接種年月日 [Vaccination Date] (YYYY-MM-DD)
接種国 [Country of Vaccination]	接種国 [Country of Vaccination]
証明書発行者 [Certificate Issuance Authority]	証明書発行者 [Certificate Issuance Authority]
日本国厚生労働大臣 [Minister of Health, Labour and Welfare, Government of Japan]	日本国厚生労働大臣 [Minister of Health, Labour and Welfare, Government of Japan]
証明書ID [Certificate Identifier]	証明書発行年月日 [Issue Date] (YYYY-MM-DD)

運転免許証等により、本人のものか確認。

2回接種しているか、2回目以降14日経過しているか確認。

< 検査結果通知書の様式例 >

検査結果通知書	
<ul style="list-style-type: none"> この検査結果は、「ワクチン接種」「ワクチン接種」に関するものではありません。 判例の際に、発症期間とともに報告してください。 新型コロナウイルス感染者の発生かどうかの判断には用いることができません。 	
<p>陽性の方は、速やかに医療機関を受診してください。</p>	
<input type="checkbox"/> 受検者氏名 〇〇 〇〇 (フリガナ: 〇〇 〇〇)	<input type="checkbox"/> 性別 〇〇
<input type="checkbox"/> 検査結果 陽性・陰性・判定不能	<input type="checkbox"/> 検査方法 抗原検査・抗原抗体検査・抗原定性検査
<input type="checkbox"/> 検査日 〇〇 〇〇 〇〇	<input type="checkbox"/> 検体 唾液・鼻拭い液・鼻咽喉ぬぐい液
<input type="checkbox"/> 使用した検査試薬又は検査キット名 〇〇 〇〇	<input type="checkbox"/> 事業所名 (又は検査所名) 〇〇 〇〇
<input type="checkbox"/> 検査管理者氏名 〇〇 〇〇	<input type="checkbox"/> 検査管理者氏名 〇〇 〇〇
<p>【陽性の場合】 <input type="checkbox"/> 医療機関を受診してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 発症・発熱をきっかけに発症し発熱後について相談してください 電話番号: 〇〇-〇〇-〇〇〇〇</p>	

運転免許証等により、本人のものか確認。

陰性であることを確認。

有効期限内であることを確認。

いずれかの検査であることを確認。

- 【検査結果通知書】**
次の項目が記載された検査結果通知書の提示・確認が必要
- ①受検者氏名
 - ②検査結果
 - ③検査方法
 - ④検査所名
 - ⑤検体採取日
 - ⑥検査管理者氏名
 - ⑦有効期限

ワクチン接種歴の経過日及びPCR検査等・抗原定性検査の有効期限をご確認ください。

参考：適用可能日一覧

■ ワクチン接種歴

⇒ 予防接種済証・接種記録書・接種証明書のいずれかにて証明で、2回接種日から14日以上経過

【例】1/10にワクチン2回目接種 → 1/24から宿泊可能です。

経過日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
1/9	1/10	1/11	1/12	1/13	1/14	1/15	1/16	1/17	1/18	1/19	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25	1/26
	2回目接種	宿泊	以降宿泊可能です														
		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			

■ PCR検査等(LAMP法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む)

⇒ 宿泊当日の3日前以降に検体採取を行った場合で、検査結果通知書により陰性であることが証明

■ 抗原定性検査

⇒ 宿泊日の前日または宿泊当日に検体採取を行った場合で、検査結果通知書により陰性であることが証明

【例】1/24に宿泊する場合

	経過日	3	2	1	宿泊日		
検体採取日	1/18	1/19	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24
PCR検査等	← 検査結果陰性【対象外】 →			← 検査結果陰性【対象】 →			
抗原定性検査	← 検査結果陰性【対象外】 →					← 検査結果陰性【対象】 →	

きょうと魅力再発見旅プロジェクトの各種割引は、【京都府または隣接府県にお住まいの方】が割引対象です

宿泊者・旅行者全員の身分確認を行います

「きょうと魅力再発見旅プロジェクト」の割引適用対象者は、京都府または隣接府県に居住する方が対象です。京都府及び隣接府県以外にお住まいの方は同行者を含め適用外です。

割引希望者は、申込時または精算時に、申込または精算個所にて、割引適用される宿泊者または旅行者が京都府または隣接府県に居住していることが確認できる書類を提示し証明してください。

※本人確認の方法

次の確認書類を宿泊事業者や旅行業者で旅行者に提示させ、京都府または隣接府県に居住していることを確認する。

- 1点で本人確認書類として認めるもの：1枚で氏名及び写真が確認できる書類
例：マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、在留カード、特別永住者証明書、海技免状等国家資格を有することを証明する書類、障害者手帳等各種福祉手帳、船員手帳、戦傷病者手帳、観光庁職員身分証明書等
- ただし、上記書類を持っていない場合、以下に掲げる①と②の書類のうち、①を二つ又は①を一つ及び②を一つの組み合わせであれば、氏名が確認できる書類として提示可能
 - ①健康保険等被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書等
 - ②学生証、会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書等
- 中学生以下の子どもであって、上記がそろわない場合、本人の健康保険証と法定代理人の本人確認書類で代用する。
- 書類が整わない場合、後日、宿泊または旅行を予約した宿泊事業者または旅行業者に対して、写しを郵送等する。

京都府または隣接府県の居住を確認する為に必要な書類として認められないもの(例)

- 宅配伝票、郵送伝票等の送料支払伝票、はがき・郵便物
- 店舗・小売店・飲食店等のポイントカード
- 通院中の病院の診察券
- キャッシュカード、クレジットカード
- 名刺、勤務先の社員証

割引対象者はあくまでも宿泊者・旅行者です

きょうと魅力再発見旅プロジェクトの割引対象者は、宿泊者及び旅行者です。ご予約された方が京都府または隣接府県にお住まいの方でも、実際に宿泊する(旅行する)方が京都府外または隣接府県外にお住まいの場合は、割引適用外となりますのでご注意ください。**(宿泊者・旅行者が同行者も含めて京都府または隣接府県在住であることを証明できない場合は割引適用外です。)**

【割引適用不可】



【割引適用可】



【割引適用可】



宿泊及び旅行取消の場合のクーポンの返還

宿泊及び旅行をキャンセルする場合は京都応援クーポン券の発行を受けた(=旅行の予約をした)旅行業者等に必ず返却してください。仮に返還が行われない場合には、当該紙クーポンの金額に相当する金額をお支払いください。京都応援クーポン券の返却が行われない場合には、補助金の不正受給となり、返還請求の対象となるほか、詐欺罪に問われる可能性があります。

ご注意事項

- 宿泊事業者や旅行業者が居住地を確認を行う際に、居住地が確認できない方の割引適用はできません。
- 同行者等が京都府外または隣接府県外居住者であることが発覚した場合は、割引適用外の方は正規料金でお支払いいただきます。
- 京都府または隣接府県内居住者のなりすましや、虚偽の申告があった場合は、不正受給として割引分をご返金いただきます。
- 京都府または隣接府県に居住することを確認するために必要な書類の貸し借りが発覚した場合は、不正受給として割引分をご返金いただきます。
- なりすまし、虚偽の申告、転売、転売商品の購入については、法令により罰せられる可能性がありますのでご注意ください。

1-7. きょうと魅力再発見旅プロジェクト 利用者が遵守すべき事項①

きょうと魅力再発見旅プロジェクトの利用者は、対象商品の申込みにより、以下の内容に同意するものとします

■新型コロナウイルス感染症感染防止対策の徹底

旅行者は以下に掲げる感染防止対策を徹底すること。

(1) 旅行時は毎朝、検温等の体温チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、宿泊事業者近隣の医療機関等の指導に従うこと。また、スマートフォンを利用されている方は国や府の接触確認アプリを利用すること。

(2) 旅行中には、「新しい旅のエチケット」を実施すること。宿泊事業者のみならず、旅先のあらゆる場面で3密が発生する場や施設等は回避し、大声を出すような行為もしないこと。

(3) 宿泊事業者等では、チェックイン時の検温、旅行者の本人確認、浴場や飲食施設での3密対策の徹底、食事の際の3密の回避等が本事業の参加条件。また、本人確認は、同行者も含め全ての参加者について実施するため、免許証などの書類を持参すること(※)。持参しなかった場合、後日送付するなど宿泊事業者等の指示に従うこと。

(4) 検温の際、37.5度以上の発熱がある場合には、各施設が定める客室等に待機し、宿泊事業者近隣の医療機関等の指示を仰ぐこと。これら宿泊事業者等の従業員の指示には必ず従うこと。

(5) 若者の団体旅行、重症化しやすい高齢者の団体旅行、大人数の宴会を伴う旅行は一般にリスクが高いと考えられている。実施する場合には、着実な感染防止対策が講じられることを前提として、適切な旅行をすること。

(6) その他、国や府、利用施設等の感染防止対策に要請に従うこと。



自分をまもり、大切な人をまもり、
地域と社会をまもるために、
接触確認アプリをインストールしましょう。



厚労省 接触確認アプリ

検索



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoo_00138.html

あなたのエチケットからはじまる安心な旅

すいている時期、
時間帯で、
快適旅行

マスクして、
手洗い消毒、
接客後も

日頃から、
健康チェックを
習慣に

並ぶとき、
しっかり取ろう
ディスタンス

旅行前、
体調不良？
旅控え

お店・宿選びの選択肢、
感染対策
忘れずに

1. 事業概要

1-8. きょうと魅力再発見旅プロジェクト 利用者が遵守すべき事項②

きょうと魅力再発見旅プロジェクトの利用者は、対象商品の申込みにより、以下の内容に同意するものとします

■ クーポン適用のための府民または隣接府県居住者であることの確認

「きょうと魅力再発見旅プロジェクト」の適用対象者は、京都府または隣接府県に居住する者とする。クーポン適用希望者は、申込時または精算時に、申込または精算個所にて、京都府または隣接府県に居住していることが確認できる書類を提示し証明すること。(本人確認方法はP11参照)

■ ワクチンの接種歴又は検査結果が陰性であることの確認

ワクチンを接種歴又は検査結果が陰性であることが確認できることが利用条件になります。

■ 同意事項

- ✓ ワクチンを接種済であること又は検査結果が陰性であることが利用条件であること。
- ✓ 予防接種済証等又は検査結果通知書を事前確認又は当日確認の際に確認を行う者に提示すること。
- ✓ ワクチンの効果は完全ではなく、接種しても感染し、他の人に感染させる可能性があるため、ワクチンを接種していたとしても基本的な感染対策を怠らないこと。
- ✓ 検査結果が陰性であったとしても、検査後に感染する可能性があり、また、偽陰性である可能性もあるため、基本的な感染対策を怠らないこと。
- ✓ 旅行開始日の2週間前から感染リスクを避けて生活すること

■ 予防接種済証等又は検査結果通知書を確認できない場合

確認書類の持参忘れにより当日までに予防接種済証等又は検査結果通知書を確認できない場合、対象外となることがあります。

※後日の提出は認められません。

■ 旅行中の体調不良等への対応

旅行中に発熱やせき、からだのだるさ等の体調不良が出たお客様は、
 ・宿泊事業者であれば、フロント等にその旨をお申し出ください。
 ・その他の場面であれば、近隣の医療機関や受診・相談センターまでご連絡ください。また、ご連絡先がわからない場合などは、きょうと魅力再発見旅プロジェクト京都応援クーポン券事務局コールセンターまでご連絡ください。

■ 宿泊及び旅行(日帰り旅行含む)取消の場合のクーポンの返還

京都応援クーポン券の発行を受けた(=旅行の予約をした)旅行者等に必ず返却すること。仮に返還が行われない場合には、当該紙クーポンの金額に相当する金額の請求を行う。返却が行われない場合には、補助金の不正受給となり、返還請求の対象となるほか、詐欺罪に問われる可能性がある。

■ 新型コロナウイルス感染症拡大時等の取扱い

新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、事業を一時停止または中止した場合、京都応援クーポン券が利用できないこと

【きょうと魅力再発見旅プロジェクト事務局コールセンターの連絡先】

お客様専用電話番号

075-284-0149